

吉野町コミュニティバス車両広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吉野町広告掲載実施要綱（平成21年1月吉野町要綱第2号）及び吉野町広告掲載基準に定めるもののほか、吉野町コミュニティバス（以下通称「スマイルバス」）の車両への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(掲出車両)

第2条 広告を掲出する車両は、町内を運行するスマイルバスのうちデマンドバスとする。

(車体広告の掲出方法、位置、規格及び掲出料等)

第3条 車体における広告（以下「車体広告」という。）の掲出は、広告が印刷されたシール又はマグネットシート上に印刷されたものを車体に貼り付ける方法により行うものとする。

- 2 車体広告を掲出する位置、規格及び掲出料等は、別表1のとおりとする。
- 3 車体広告掲出料の計算に当たっては、掲出開始日の属する月から掲出終了日の属する月までの月の数に、1月当たりの掲出料を乗じて算出するものとする。

(車体広告の掲出期間)

第4条 車体広告の掲出期間（広告の掲出及び撤去の作業に要する期間を含む。）は、月の初日から末日までを1月とする単位で最長2年間とする。

(車内広告の掲出方法、位置、規格及び掲出料等)

第5条 車内における広告（以下「車内広告」という。）の掲出は、広告が印刷された紙を挟み込む方法により掲出するものとする。

- 2 車内広告を掲出する位置、規格及び掲出料等は、別表2のとおりとする。

(車内広告の掲出期間)

第6条 車内広告の掲出期間（広告の掲出及び撤去の作業に要する期間を含む。）は、月の初日から末日までを1月とする単位で最長2年間とする。

(掲出希望者の募集)

第7条 広告の掲出を希望する者（以下「掲出希望者」という。）の募集は、広報よしの、吉野町公式ホームページ等で公募するものとする。

- 2 掲出希望者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2)吉野町暴力団排除条例（平成24年吉野町条例第1号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等と認められる者、又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者

(3)町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認め

られる者

- (4) 町民税等を滞納している者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、スマイルバスに広告を掲出することが適当でない
と町長が判断した者
- (広告掲出の申込み)

第8条 掲出希望者は、吉野町コミュニティバス車両広告掲出申込書(第1号様式)
に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が指定する期間内に申し込むものとする。

- (1) 事業内容を明らかにする書類
 - (2) 町長が別に定める審査基準に基づいた広告案
- (広告掲出の決定)

第9条 町長は、前条第2号に規定する審査基準並びに要綱及び基準に基づき、広
告掲出の可否を決定する。ただし、掲出申込者の数が掲載可能広告数の枠を超
えた場合は、町長が別に定める方法により抽選を行う。

2 町長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果について、掲出希望者に
吉野町コミュニティバス車両広告掲出可否決定通知書(第2号様式)により通知
する。

(広告案の内容、デザイン等の審査)

第10条 提出された広告案の内容、デザイン等については、公序良俗に反しない
ものとし、町長が特に必要と認める場合には、吉野町広告審査委員会に諮り承認
を受けるものとする。

(広告案の内容、デザイン等の変更要求)

第11条 町長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しく
はその恐れがあるとき、又はこの基準に抵触していると判断したときは、広告掲
出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対してその内容、デザイン等の
変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

第12条 広告主は、町長が指定する期間内に、町長が指定する仕様による広告原
稿を提出しなければならない。

(掲出料の納付)

第13条 広告主は、町長が指定する期間内に掲出料を納付しなければならない。

(広告掲出の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その
他何らかの手続きを要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲出料の納付が無いとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出が無いとき
- (3) 第11条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を広告主が行わないと
き。

(4)前3号に掲げるもののほか、スマイルバスへの広告掲出が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲出を取り消した場合は、納付済みの掲出料は返還しない。

(広告掲出の中止)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を中止するときは、吉野町コミュニティバス車両広告掲出中止申出書（第3号様式）により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲出を取り下げた場合は、納付済みの掲出料は返還しない。

(広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更)

第16条 広告主は、掲出期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申し出ることができるものとする。ただし、車体広告については、承認された掲出期間内において、1枠あたり3回までとする。

2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する広告主は、吉野町コミュニティバス車両広告掲出内容変更申出書（第4号様式）に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の1カ月前までに町長に申し出なければならない。

3 町長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について第10条に規定する審査の結果に基づき掲出の可否を決定し、その結果について、掲出希望者に吉野町コミュニティバス車両広告掲出内容変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

4 変更後の広告の掲出は、車体広告においては、既設の広告に上から重ねて貼り付ける又は既存の広告を取り外し新たな広告を掲出する方法により行い、車内広告においては、既存の広告を取り外し、新たな広告を掲出するものとする。

(費用負担)

第17条 車体広告が印刷されたシールの作製、掲出及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更に係る広告の作製及び掲出を行う業者は町長が指定するものとし、これに要するすべての費用は、広告主が負担するものとする。ただし、町長が指定する業者以外のものにより広告を作成する場合は、事前にその品質・耐久性等において確認し、承認を得た場合は使用を許可することができる。

3 車内広告の作製に要する費用及びその作成は、広告主が負担するものとし、車体広告に準じて取り扱うものとする。

(掲出料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により町長が広告掲出できなかつたときは、納付済みの掲出料を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲出料は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る額とする。

- (1)掲出期間開始前 既納の額の全額
- (2)車体広告においては、掲出期間開始後、既納の額のうち、掲出できなくなつた日の属する月から掲出終了日の属する月までの月の数に、車体広告月額掲出料を乗じた額
- (3)車内広告においては、掲出期間開始後、既納の額のうち、掲出できなくなつた日の属する月から掲出終了日の属する月までの月の数に、車内広告月額掲出料を乗じた額

3 掲出料の返還を受けようとする者は、書面により町長に請求しなければならない。

4 還付する掲出料には、利子を附さない。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

3 第 3 者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第 20 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この基準は、令和 4 年 10 月 1 日（公布の日から）から施行する。

附 則

1 この基準は、令和 7 年 10 月 1 日（公布の日から）から施行する。

別表1（第3条関係）

広告の位置	規格 (mm、H×W)	枠数	広告掲出料 (1枠あたり単価)
車体後面	300×400 以内	3枠 (ハイエース×3)	2,000 円／月
		1枠 (セレナ×1)	20,000 円／年
車体右側面	300×1200 以内	3枠 (ハイエース×3)	3,000 円／月 30,000 円／年
	300×400 以内	1枠 (セレナ×1)	2,000 円／月 20,000 円／年
	300×400 以内	1枠 (タント×1)	2,000 円／月 20,000 円／年
下段に「吉野町スマイルバスを応援しています。」を記載すること			

別表2（第5条関係）

広告の位置	規格 (mm、H×W)	枠数	広告掲出料 (1枠あたり単価)
車内後部 側面	A3 サイズ	3枠 (ハイエース×3)	1,000 円／月
	297×420 以内	1枠 (セレナ×1)	10,000 円／年
下段に「吉野町スマイルバスを応援しています。」を記載すること			

第1号様式

吉野町コミュニティバス車両広告掲出申込書

年　月　日

吉野町長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印
電話番号

吉野町コミュニティバス車両への広告掲出について、次のとおり申し込みます。

掲出希望期間	年　月　から　年　月　までの　月間
広告掲出場所	
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
提出書類	広告原稿（案） 会社案内等（会社概要がわかるもの） その他（ ）
連絡先	担当部署　： 担当者氏名： 電話番号　： FAX　　： E-mail　：
その他	<input type="checkbox"/> 申請にあたり、吉野町コミュニティバス車両広告掲出基準その他関係法令を遵守します。 <input type="checkbox"/> 申請にあたり、コミュニティバス担当課が町税滞納の有無に関する情報を収税担当課に照会・確認することに同意します。

第2号様式（第9条関係）

吉野町コミュニティバス車両広告掲出可否決定通知書

年　月　日

申込者　　様

吉野町長　　印

年　月　日付けで申請のあった吉野町コミュニティバス車両広告掲出について、次のとおり決定しましたので通知します。

掲出の可否	可　・　否	
広告の規格 取付箇所 掲出方法	規格	
	取付箇所	
	掲出方法	
広告掲出期間	年　月　日　から 年　月　日　まで	
広告の内容		
却下の理由		

第3号様式（第15条関係）

吉野町コミュニティバス車両広告掲出中止申出書

吉野町長 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

吉野町コミュニティバス車両への広告掲出を取り止めたいので、次のとおり申し出ます。

取り止め年月日	年 月 日
取り止める理由	
連絡先	担当部署 : 担当者氏名 : 電話番号 : FAX : E-mail :

第4号様式（第16条関係）

吉野町コミュニティバス車両広告掲出内容変更申出書

吉野町長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印
電話番号

吉野町コミュニティバス車両への広告掲出について、次のとおり変更したいので
申し出ます。

変更後の広告 掲出開始年月日	年 月 日
変更内容	
変更理由	
連絡先	担当部署 : 担当者氏名 : 電話番号 : FAX : E-mail :

第5号様式（第16条関係）

吉野町コミュニティバス車両広告掲出内容変更承認通知書

年　月　日

申込者　　様

吉野町長　　印

年　月　日付けで申出のあった吉野町コミュニティバス車両広告掲出内容の変更については、次のとおり承認しましたので通知します。

変更後の広告 掲出開始年月日	年　月　日
変更内容	